

環境省告示第八十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号二及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年九月四日

環境大臣 鴨下 一郎

一 海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第二号イに掲げるY類物質と同程度に有害である物質は、ジシクロヘキシルアミンとし、同表各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、二十五とする。

二 海洋環境の保全の見地から令別表第一第三号イに掲げるZ類物質と同程度に有害である物質は、ポリオキシエチレンアルキレンエーテル（分子量が千以上のもの及びその混合物に限る。）とし、同表各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、〇とする。